

おくやみハンドブック

館林市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。
館林市では、ご遺族の皆様が行う諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。
このハンドブックが少しでもお役に立てば幸いです。

館林市役所 0276-72-4111 (代表)

事前準備について

館林市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2 委任状について

内容によって手続可能な方が限定される場合があります。委任状による対応が可能かについては、各手続きの問い合わせ先にご確認ください。

STEP 3 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4 ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、館林市役所へお越しください。

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者等が来庁できない場合、委任状が必要となることがあります。

亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
 - ※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
 - ※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
 - ※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）
- 介護保険被保険者証
- 福祉医療費受給資格者証（ピンクのカード）
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

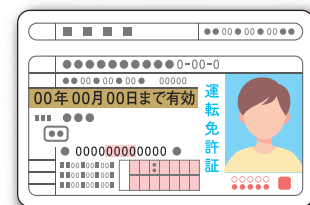
本人確認書類について

- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など
- 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、福祉医療費受給資格者証（ピンクのカード）、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード、個人番号通知カード、住民基本台帳カードを持っていた	P.5
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.6
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.8
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入、または受給していた	P.10
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入、または受給していた	
	<input type="checkbox"/>	共済年金に加入、または受給していた	P.11
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	
税金	<input type="checkbox"/>	市・県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の納付が済んでいない	P.12
	<input type="checkbox"/>	市・県民税が課税されていた	
	<input type="checkbox"/>	固定資産を持っていた	P.13
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.14
介護	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	P.15
福祉 (障がい)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.16
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.17

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
福祉 (障がい)	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.18
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)	
	<input type="checkbox"/>	福祉医療費受給資格者証(ピンクのカード)を交付されていた (重度心身障がい者又は高齢重度障がい者の医療費助成を受けていた)	P.20
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.21
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	福祉医療費受給資格者証(ピンクのカード)を交付されていた (子どもの医療費助成を受けていた) (母子・父子家庭等の医療費助成を受けていた)	P.22
	<input type="checkbox"/>	保育園・幼稚園・認定こども園等を利用していた	P.23
上下水道	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P.24
	<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金を納付中であった	
その他の 手続	<input type="checkbox"/>	家財整理をしたい	P.25
	<input type="checkbox"/>	道路・水路を占有・使用していた(排水管埋設など)	
	<input type="checkbox"/>	森林を所有していた	P.26
	<input type="checkbox"/>	長期優良住宅の認定を受けていた	
	<input type="checkbox"/>	市営住宅に住んでいた	P.27
	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	P.28
	<input type="checkbox"/>	戸別受信機の貸与を受けていた	

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 不要となったら返却してください。	なし
※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカードを返却すると、その後に確認していただくことができなくなります。	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード、個人番号通知カード	市民課 ☎ 0276-47-5123

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証は無効となりますので、返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証	市民課 ☎ 0276-47-5123

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険証を回収しています。 ※市役所または保健センターに返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証	保険年金課 ☎ 0276-47-5138

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 ※国保以外の健康保険組合などから国保に加入して3か月以内に死亡した場合、加入していた健康保険組合などから支給される場合があります。その際は国保からは支給されません。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状・葬祭領収書) <input type="checkbox"/> 葬祭執行者の本人確認書類	保険年金課 ☎ 0276-47-5138

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	診療を受けた月の翌月の 初日から2年間
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人の預金通帳など <input type="checkbox"/> 相続人の本人確認書類	保険年金課 ☎ 0276-47-5138

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き④ 相続人による別送届の提出

手続き詳細	期 限
<p>後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。</p> <p>独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。</p> <p>※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ別送届を郵送でお送りします。</p>	<p>約2週間以内</p> <p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 相続人であることが分かる書類</p> <p>法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど</p> <p>指定相続人の場合：遺言書の写しなど</p>	<p>保険年金課</p> <p>☎ 0276-47-5138</p>

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険証を回収しています。 ※市役所または保健センターに返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療保険者証	保険年金課 ☎ 0276-47-5140

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 ※後期高齢者医療制度に加入して3か月以内に死亡した場合は、前に加入していた健康保険組合などへお問い合わせください。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の通帳	保険年金課 ☎ 0276-47-5140

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	診療を受けた月の3か月 後の月末から2年間
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人の預金通帳など	保険年金課 ☎ 0276-47-5140

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き④ 相続人による送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。 なお、既に送付先指定届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はございません。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ送付先変更届を郵送でお送りします。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 送付先の方の身分証明書	保険年金課 ☎ 0276-47-5140

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入、または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害者基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人 相続人等
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるもの	保険年金課 ☎ 0276-47-5139

厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、ねんきんダイヤルなどへお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人 相続人等
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるもの	ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 太田年金事務所 ☎ 0276-49-3716

3. 年金に関する手続き

共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号の分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人 相続人等
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるもの	各共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10 日間以内
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	農業委員会事務局 ☎ 0276-47-5171

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

4. 税金に関する手続き

市・県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の納付が済んでいない

手続き 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税（市・県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税）の納付が済んでいない場合には、相続人の方が納付していただく必要があります。 課税及び納付の状況をお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など） <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類	納税課 ☎ 0276-47-5110

市・県民税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市・県民税が課税されている場合に、市・県民税の賦課徴収及び還付に関する書類の受取人（相続人代表者）を決めていただくものです。 相続人のうち、どなたが相続人代表者になれるのか、相続人代表者指定届に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相続人代表者指定届が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、市・県民税の納税義務は承継されません。相続放棄をした際には、家庭裁判所が発行する相続放棄申述受理通知書の写しなどの提出が必要になります。また、相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。詳細については税務課までご連絡ください。	相続の発生から 約3か月以内
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類	税務課 ☎ 0276-47-5107

4. 税金に関する手続き

固定資産を持っていた

手続き 相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書の提出

手続き詳細	期限
<p>固定資産の所有者（納税義務者）が亡くなった場合、相続登記が完了するまでの間、固定資産税賦課徴収及び還付に関する書類の受取人（相続人代表者）を決めていただくものです。</p> <p>また、被相続人の固定資産は、相続人全員が現に所有している者として連帯納税義務を負います。</p> <p>現所有者の方は、市に対して現所有者申告書を提出する義務があります。相続人と現所有者は同一の方となる場合が多いことから、本市においては相続人代表者指定届と併せて申告していただいております。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。</p>	<p>相続が発生した年内</p> <p>※郵送で相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書が届いた方は約2週間以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者となる方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 法定相続人の方が相続される場合は原則不要	<p>税務課</p> <p>☎ 0276-47-5108</p> <p>管轄の法務局</p> <p>前橋地方法務局太田支局</p> <p>☎ 0276-32-6100</p>

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（館林市ナンバーのもの）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返却）の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など） ※相続人以外の方が手続きする場合、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 （要委任状）
	問い合わせ先
	税務課 ☎ 0276-47-5107

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	死亡日から15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など） ※相続人以外の方が手続きする場合、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 （要委任状）
	問い合わせ先
	税務課 ☎ 0276-47-5107

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き① 被保険者証等の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が被保険者証をお持ちだった場合は、返却または破棄してください。介護認定を受けて、負担割合証及び負担限度額認定証もお持ちの方は、合わせて返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	介護保険課 ☎ 0276-47-5133

手続き② 送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の生前のご住所に保険料や、給付に関する通知を送付する場合がございます。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など、送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ、郵送いたします。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 手続者の本人確認書類	親族
	問い合わせ先
	介護保険課 ☎ 0276-47-5133

6. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	社会福祉課 ☎ 0276-47-5128

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当受給資格者死亡届未支給手当支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	社会福祉課 ☎ 0276-47-5128

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当受給資格者死亡届未支給手当支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	社会福祉課 ☎ 0276-47-5128

6. 福祉（障がい）に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当受給資格者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返却
(未払い分がある場合は特別児童扶養手当未支払手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し、認定請求者・対象児童・扶養義務者の個人番号がわかる書類	社会福祉課 ☎ 0276-47-5128

【児童が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、特別児童扶養手当証書の返却
(未払い分がある場合は特別児童扶養手当未支払手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書	社会福祉課 ☎ 0276-47-5128

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	社会福祉課 ☎ 0276-47-5128

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金給付請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	年金を受給する方または、年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座のわかるもの	社会福祉課 ☎ 0276-47-5128

6. 福祉（障がい）に関する手続き

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金給付請求書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給予定していた方が亡くなられた場合、弔慰金請求の手続きが必要となります。	速やかに
	手続き可能な人 年金加入者または、年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	社会福祉課 ☎ 0276-47-5128

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金受給権者死亡届出書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給していた方が亡くなられた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、年金管理者または相続人の振込口座のわかるもの	社会福祉課 ☎ 0276-47-5128

福祉医療費受給資格者証（以下「ピンクのカード」）を交付されていた （重度心身障がい者または高齢重度障がい者の医療費助成を受けていた）

手続き ピンクのカード返却及び資格喪失の申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉医療の助成を受給していた場合、死亡日の翌日が受給資格の喪失日となります。ピンクのカードを返却してください。県外受診した未申請分の医療費領収書があれば申請の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のピンクのカード <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 県外受診した未申請分がある場合は医療費領収書、相続人の振込口座のわかるもの	保険年金課 ☎ 0276-47-5140

MEMO

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、配偶者に受給者を変更する手続きが必要となります。受給者への未支払分の児童手当があるときには、児童の口座に振り込む手続きも必要となります。	原則、受給者の死亡日の翌日から15日以内
必要なもの	手続き可能な人
【受給者変更手続き】 <input type="checkbox"/> 新しく受給者となる方の健康保険証 <input type="checkbox"/> 新しく受給者となる方の金融機関の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
【未支払分の振込手続き】 <input type="checkbox"/> お子様名義の通帳またはキャッシュカード	問い合わせ先 子育て支援課 ☎ 0276-47-5135

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者死亡届提出

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払の手当がある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	死亡日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の印鑑	親族など
	問い合わせ先 子育て支援課 ☎ 0276-47-5135

福祉医療費受給資格者証（以下「ピンクのカード」）を交付されていた

【子どもの医療費助成を受けていた】

手続き ピンクのカード返却及び資格喪失の申請、県外受診の未申請分（ある方のみ）

手続き詳細	期 限
<p>ピンクのカードを交付されていた児童が亡くなられた場合、死亡日の翌日が受給資格の喪失日となります。ピンクのカードを返却してください。県外受診した未申請分の医療費領収書があれば申請の手続きが必要です。</p>	<p>速やかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>親族</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた児童のピンクのカード</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 県外受診した未申請分がある場合は医療費領収書、相続人の振込口座のわかるもの</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>保険年金課 ☎ 0276-47-5140</p>

【母子・父子家庭等の医療費助成を受けていた】

手続き ピンクのカード返却、資格喪失の申請（ひとり親が亡くなった場合は資格取得の申請）、県外受診の未申請分（ある方のみ）

手続き詳細	期 限
<p>ピンクのカードを交付されていた方が亡くなられた場合、死亡日の翌日が受給資格の喪失日となります。ピンクのカードを返却してください。ひとり親が亡くなられた場合、新規でピンクのカードを発行することがあります。県外受診した未申請分の医療費領収書があれば申請の手続きが必要です。</p>	<p>速やかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>親族</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 保護者及び児童のピンクのカード</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 県外受診した未申請分がある場合は医療費領収書、相続人の振込口座のわかるもの</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>保険年金課 ☎ 0276-47-5140</p>

8. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または中止手続き、世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または中止手続きが必要となります。</p> <p>また、水道の使用を廃止する場合は、給水装置の撤去工事が必要です。井戸水を使用しており、公共下水道に接続されている世帯（下水道使用料のみをお支払いの世帯）の方が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続きが必要です。</p> <p>※電話手続き可</p>	<p>死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>親族または同居者が望ましい</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>(名義変更)</p> <p><input type="checkbox"/> 給水装置所有者変更届</p> <p><input type="checkbox"/> 現所有者が確認できる書類</p> <p>※状況に応じて添付書類が異なりますので、右記までお問い合わせください。</p> <p>(中止の手続き)</p> <p><input type="checkbox"/> なし</p> <p>※電話手続き可</p>	<p>群馬東部水道企業団 館林支所 ☎ 0276-80-3201</p> <p>井戸水を使用していた方 下水道課 ☎ 0276-47-5159</p>

下水道事業受益者負担金を納付中であった

手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
<p>下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなった場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。</p> <p>※郵送手続き可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。</p>	<p>受益者の変更があった日から14日以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>どなたでも可</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 変更届</p>	<p>下水道課 ☎ 0276-47-5159</p>

9. その他の手続き

家財整理をしたい

手続き クリーンセンターへのごみの搬入

手続き詳細	期 限
<p>クリーンセンターへのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参し、クリーンセンターの計量所職員に提示してください。</p> <p>※一部クリーンセンターで処分できない物があります。</p> <p>※ごみの発生場所（住所）が館林市外の場合は搬入できません。</p>	<p>なし</p> <p>（搬入日当日にお持ちください）</p>
必要なもの	手続き可能な人
<p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類 （直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書など）</p>	<p>基本的にご親族の方</p>
	問い合わせ先
	<p>地球環境課 ☎ 0276-47-5126</p>

道路・水路を占有・使用していた（排水管理設など）

手続き 道路占有、公共物使用の名義変更または廃止の手続き

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方の建物や土地において排水管などを道路・水路などに接続していた場合、引き続き使用する際は名義変更の手続きが必要となります。また、撤去する場合は、廃止の手続きが必要となります。</p> <p>※詳細は事前にお問い合わせください。</p>	<p>できるだけ速やかに</p>
必要なもの	手続き可能な人
<p>【廃止】</p> <p><input type="checkbox"/> 廃止届及び許可書の写し</p>	<p>相続人及びその代理人</p>
<p>【名義の変更】</p> <p><input type="checkbox"/> 変更申請及び許可書の写し</p>	問い合わせ先
	<p>道路河川課 ☎ 0276-47-5153</p>

森林を所有していた

手続き 森林の土地の所有者届出書の提出

手続き詳細	期 限
届出の対象となる森林は堀工保安林及び多々良保安林（地域森林計画の対象森林となっている民有林）です。所有者が変更になった日から90日以内に、届出を行ってください。 ※詳細はお問い合わせください。	所有者となった日から90日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 森林の土地の所有者届出書 <input type="checkbox"/> 対象の森林の土地の位置を示す図面 （任意の図面に大まかな位置を記入） <input type="checkbox"/> 対象の森林の土地の登記事項証明書（写しでもよい）、または、土地売買契約書、相続分割協議の目録、土地権利書の写しなど権利を取得したことがわかる書類	新たに土地所有者となった方 または、新たに土地所有者となった方より委任された方
	問い合わせ先
	緑のまち推進課 ☎ 0276-47-5154

長期優良住宅の認定を受けていた

手続き 長期優良住宅の変更認定手続き

手続き詳細	期 限
長期優良住宅の認定を取得されていた場合は、所定の手続きが必要となることがありますので、お問い合わせください。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 承認申請書（正・副） <input type="checkbox"/> 地位承継の事実を証明する書類（2部） ※地位継承される方以外が手続きする場合、委任状が必要となります。	①地位承継される方 ②その他の方（要委任状）
	問い合わせ先
	建築課 ☎ 0276-47-5157

9. その他の手続き

市営住宅に住んでいた

手続き 入居承継申請の手続き、または住居を明け渡す手続き

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が市営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細については、建築課へお問い合わせください。</p> <p>どなたが亡くなられたかにより、手続きが異なります。</p> <p>(1) 入居名義人が亡くなられ、同居されている方がいる場合 名義を引き継ぐ手続き（入居承継申請）※</p> <p>(2) 入居名義人が亡くなられ、同居されていない場合 住宅を明渡す手続き</p> <p>(3) 入居名義人の方以外が亡くなられた場合 異動の手続き</p> <p>※入居承継申請については、承継できない場合があります。 承継できない場合は、明渡しの手続きが必要になります。</p>	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書（除住民票）</p> <p>※「(1) 承継手続き」「(2) 返還手続き」「(3) 異動手続き」の各種手続きの個別事例に応じてご案内します</p>	親族
	問い合わせ先
	建築課 ☎ 0276-47-5156 群馬県住宅供給公社館林支所 ☎ 0276-76-7871

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

犬を飼っていた

手続き 犬の登録事項変更等届の提出

手続き詳細	期 限
飼い主の方が亡くなられて犬の住所が変更となる場合、犬の登録事項の変更手続きが必要です。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のお名前、ご住所がわかるもの <input type="checkbox"/> 新しく飼い主になられる方のお名前、ご住所がわかるもの (犬が市外へ転出する場合、転出先でのお手続きが必要です)	どなたでも可
	問い合わせ先
	地球環境課 ☎ 0276-47-5125

戸別受信機の貸与を受けていた

手続き 戸別受信機の返却

手続き詳細	期 限
戸別受信機の貸与を受けていた方が亡くなられた場合、戸別受信機の返却手続きが必要です。(有償で貸与を受けて、機器に損傷などがない場合は、還付があります。)	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方が貸与を受けていた戸別受信機(本体) <input type="checkbox"/> ACアダプター(電源コード) <input type="checkbox"/> 来庁される方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑(相続人のもの) <input type="checkbox"/> 預金通帳など(相続人のもの)	相続人
	問い合わせ先
	安全安心課 ☎ 0276-47-5114

Handwriting practice area with horizontal dotted lines.

チェックリスト

各種手続き

MEMO

チェックリスト

各種手続き

お墓は家族の絆です

花咲く展示会場へぜひお越しください

全品安心の
ダブル
10年W保証

時代の変化と共に進化するお墓の多様化

田部井石材では、
一般墓石・夫婦墓・個人墓・生前墓
両家墓・永代供養墓・樹木葬・散骨など。

あらゆるお墓の形態に対応しています。

全優石認定店なら
安心です

全優石
全国優良石材店



全優石イメージキャラクター
名取裕子

田部井石材は、認定された全国優良石材店です。

——— その他、建墓後のアフターサービスも充実 ———

墓じまい

お戒名の追加彫り

お墓のクリーニング

リフォーム



永遠の想いを形に・・・

有限会社 田部井石材

〒374-0042 群馬県館林市近藤町2-254

☎ 0120-72-0698



tabestone.com

お問い合わせ・お見積りはフリーダイヤルで

その後の窓口



葬儀後のお困りごと お気軽にご相談下さい



葬儀後の手続き相談



相続相談



空き家の管理・処分



お家の片付け

遺品整理

墓じまい

仏壇の引き取り供養

永代供養

各種手続き代行

葬儀後に抱える様々なお悩みや不安を解決できるよう、
「その後の窓口」がお手伝いします。

相談無料

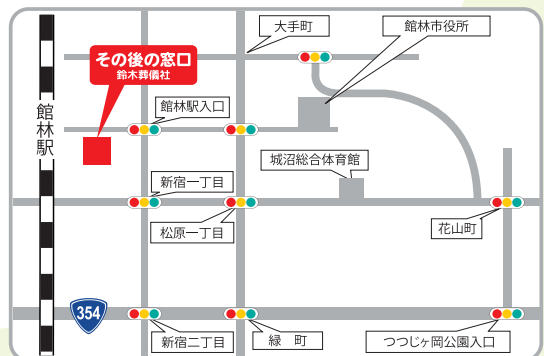
受付時間 9:00~18:00

その後の窓口 館林

〒374-0024 群馬県館林市本町2丁目6-5
館林駅前通り(駅より徒歩3分)

TEL 0276-72-1289

その後の窓口館林は鈴木葬儀社グループが運営しております



鎌倉新書の「死後手続き」サービスのご案内

ご存知
ですか？

死後手続きは 生前から始められます！

[こんな方におすすめです]

- ✓ 自分の死後の手続きは誰がやってくれるのか不安。
- ✓ 自分が認知症になったときに誰がサポートしてくれるのか不安。
- ✓ 財産の処分は誰がやってくれるのか不安。
- ✓ 介護施設の入居や転居のタイミングで誰に身元保証を依頼すればいいかわからない。



わたしの死後手続きで 相談して始めましょう！

ご相談
無料

「わたしの死後手続き」はご自身の死後の手続きでお悩みの方に、お役立ち情報と信頼できるお近くの専門家をご紹介します、最後までサポートします。

POINT
1



専任コンサルタントの 手厚いサポート

専任コンサルタントが相談から最後まで手厚くサポートします！

POINT
2



ご紹介する専門家は お住まいのエリアで安心

お住まいのエリアの近くの安心できる最適な専門家をご紹介します。

POINT
3



必要な手続きを 一貫して行います

「身元保証」「任意後見」「死後事務委任」「公正証書遺言」のすべてを一貫して対応できる専門家をご紹介します。

まずはお気軽にお問い合わせください

通話料
無料

☎ 0120-487-413

受付時間 9:00～17:30 (年中無休)

「わたしの死後手続き」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。

 鎌倉新書
Kamakura Shinsho

運営会社：株式会社 鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184) 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階 代表：03-6262-3521
主な事業内容：(1) 介護サービス事業 (2) 介護関連書籍出版事業 (3) 相続サービス事業

清閑堂は地域に根差し
 地元の方に愛される 創業40年の
 仏壇・仏具・墓石の大型専門店です。



お仏壇や墓石は過去と現在を結ぶ家族の絆です。

絆は過去に向けてだけ存在するものではなく、未来を担う孫に対しても存在します。清閑堂は販売を通じ命の尊さを考え、未来の担い手に何を残していけるのか、真剣に取り組んでいます。

墓石・お仏壇保証制度

お仏壇5大特典あり

「良い物をより安く」をモットーに
 お仏壇・仏具から墓石まで
 供養に関するすべてが揃います。
 どうぞお気軽にご相談ください。



仏事の窓口 相談ダイヤル 無料相談

☎0120-850-315

F A X : 0276-74-9505

U R L : www.seikando-b.co.jp/

せい かん どう
清 閑 堂 館林店

群馬県館林市東美園町17-6

営業時間：AM9:00～PM6:00

定休日：毎週水曜日（祝日をのぞく）

全優石
 全国優良石材店



ホームページは
 こちらから

本誌ご持参のうえ商品をお買い上げいただいた方に、
 大人気「コラボレーションお線香」をおひとつプレゼント!

発行 館林市役所

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発行年 2023年8月

